

地域型保育事業の利用定員等について

1. 概要

市町村長が地域型保育給付費の支給にかかる施設として確認する「地域型保育事業」においては、子ども・子育て支援法第43条第3項の規定により利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等での意見聴取を必要とする。

2. 小規模保育施設一覧(新設)

施設名		設置主体	住所	類型	0歳	1歳	2歳	定員(人)	開園時期
新設	プチリック北小金園	株式会社	小金	A型	3	4	4	11	R3.10
新設	ここりの森保育園五香東口	株式会社	金ヶ作	A型	3	8	8	19	R3.10
増員数					6	12	12	30	

3. 小規模保育施設の合計施設数・利用定員数

施設数	利用定員数
105施設	1711人(0歳:227人・1歳724人・2歳760人)